

事業主のみなさん

清流の国ぎふ

「なかぽつ」 ってご存知ですか？

正式には、「障がい者就業・生活支援センター」と言います！

- ◎県内の各圏域（5圏域）に設置されている、知事の指定による障がいのある方が職業自立されるための支援機関です。岐阜圏域には2ヶ所、その他の圏域には各1ヶ所が指定されています。
- ◎障がいのある方が、職業生活が送れるよう、就労の準備、就職活動、就職後の定着を、地域の行政や福祉関係機関と連携しサポートします。
- ◎障がいのある方だけでなく、そのご家族、事業所、雇用主の方々にご利用いただけます。

ご相談・問合せは、お近くの「なかぽつ（障がい者就業・生活支援センター）」へ

障がい者就業・生活支援センター（通称：なかぽつ）

障がいのある方が職業自立されることを目標に、就労や生活面をサポートするために国や県等から委託を受けて全国に設置されている障がい者支援機関です。障がいのある方やそのご家族、事業所（事業主）の方々がご利用いただけます。

【岐阜圏域】①岐阜障がい者就業・生活支援センター（TEL058-253-1388）【運営：（社福）岐阜市社会福祉事業団】

②新規清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ（TEL058-215-8248）【運営：（社福）舟伏】

※お住まいの地域を所管する「なかぽつ」をご確認願います。

所管区域；①岐阜市（長良川以南）、羽島市、瑞穂市、羽島郡、本巣郡 ②岐阜市（長良川以北）、各務原市、山県市、本巣市

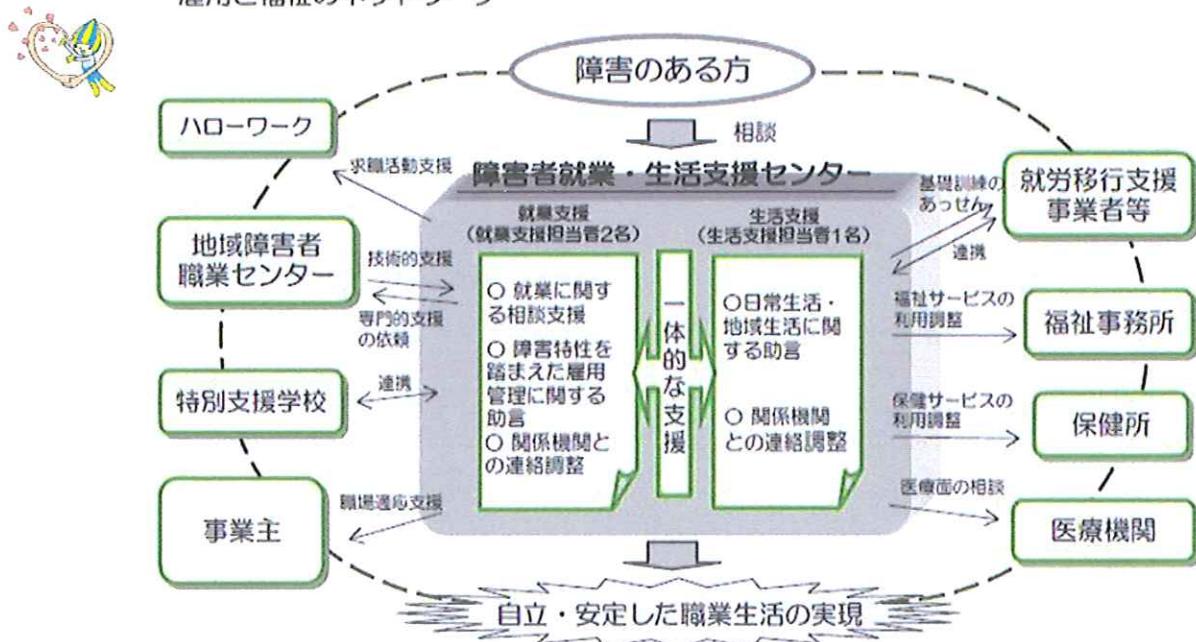
【西濃圏域】西濃障がい者就業・生活支援センター（TEL0584-22-5861）【運営：（社福）あゆみの家】

【中濃圏域】ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター（TEL0575-24-5880）【運営：（社福）岐阜県福祉事業団】

【東濃圏域】東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト^{テレ}（TEL0572-26-9721）【運営：（社福）陶技学園】

【飛騨圏域】ひだ障がい者就業・生活支援センターふりづむ（TEL0577-32-8736）【運営：（社福）飛騨慈光会】

雇用と福祉のネットワーク



障がい者雇用に関するよくあるご質問

Q 障がい者就業・支援センター（以下、「なかぼつ」という。）って、どんな業務をおこなっているの？

A 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、『なかぼつ』窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施しています。

具体的には、就業支援では、就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）、求職活動支援、職場定着支援、事業所に対する障がい者の障がい特性を踏まえた雇用管理に関する助言、関係機関との連絡調整などの就職の前段階から就職後も長く働き続けられるようなサポートを行います。

また、生活支援では、生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言を行ったり、住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言などを行います。

Q 『なかぼつ』を利用するには、手続きはどうしたらいいの？ また、利用料金はどうなっているの？

A 仕事をお探しの障がいのある方や雇用をお考えの事業主の皆さんへの就労のお手伝いをする機関です。まずは、お近くの『なかぼつ』までご連絡をお待ちしています。

『なかぼつ』の運営は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民法法人等で、知事が指定した法人が行っています。国や県が、この『なかぼつ』に対して、障がい者の就業支援や生活支援業務の実施を委託していますので、利用者（障がいのある方、その保護者または雇用主等）は、相談や支援を無料で利用いただけます。

Q 障がいのある方を雇用した実績がない（少ない）ので、受け入れに関する課題や定着についての不安などがたくさんあって、雇用になかなか踏み切れないのだが。

A 各『なかぼつ』には、岐阜県独自の取り組みとして「障がい者雇用開拓員」を配置しています。障がい者雇用開拓員が事業所を訪問し、事業主の方とハローワーク、特別支援学校、福祉サービス事業所などとの‘はし渡し役’となるような支援を行います。障がい者雇用に関する各種助成金・訓練・支援制度などの紹介、正式雇用の検討のための「実習」の案内、特別支援学校生徒の就職に関する情報の提供などを行いながら、いちばん身近で、気軽な相談役として知りたいことや確かめたいこと、検討していきたい課題と一緒に解決していきます。

Q 障がい者の「正式雇用」の検討のための「実習」とはどのようなものなの？

A 働きたい障がい者も雇用を検討する事業主も、いざ雇用にあたっては、双方とも様々な不安があります。岐阜県独自の就労支援制度として、先ず、職場実習の形で業務に携わり、『なかぼつ』の支援員が必要に応じて実習先を訪問し、課題やトラブルの解決策等をその都度提案する「障がい者チャレンジトレーニング事業」を実施しています。

「チャレンジトレーニング」は、最長10日間の職場体験実習です。有期雇用契約ではなく、『なかぼつ』と事業主とが覚書を交わしていただき、職場体験実習を受け入れていただきます。実習生の給料も、万が一に備える傷害保険も不要です。事業主には、謝金が、実習生には手当が支給されます。

実習期間 原則として10日以内（事業主と実習生の相談により設定します）

事業主への謝金 実習生1人につき 1日当たり1,000円

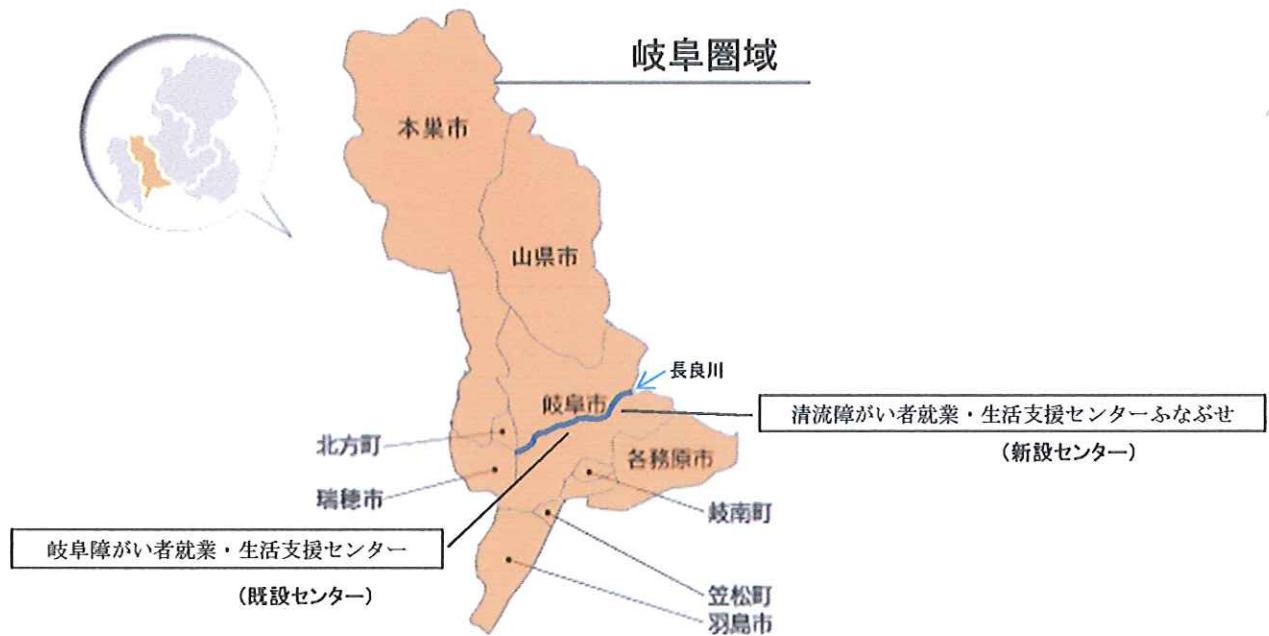
実習生への手当 1日当たり1,000円

実習の保険 傷害保険に加入（事業主・実習生の掛け金は不要）

あれこれ考え悩むより、障がい者雇用のはじめの一歩『チャレンジトレーニング』をまずは気軽に試してみませんか。その後の「正式雇用」に向けての各種の支援も『なかぼつ』が引き続き実施します。

障がい者就業・生活支援センター 岐阜圏域における追加設置

【岐阜圏域の地図】



【岐阜市の地図】※担当エリアを長良川で分断

